

介護保険要介護・要支援認定申請書の申請日について

介護保険の適正な運用を図るため、郵送申請を含む申請手続きにおいては、以下の点にご留意下さい。

1.新規申請について（介護保険法第27条第1項、第32条第1項）

- ・申請日は原則、市の窓口に提出する日とします。（1日付けの申請日にしたい場合などは申請日前に申請書を預かることも可能です）
- ・郵送の際は、消印の日付が申請日より前であれば、記入いただいた申請日で受付します。
- ・閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）により、申請したい日付で申請書を提出できなかった場合は、翌開庁日にその日付で受付します。

2.更新申請について（介護保険法第28条第2項、第33条第2項）

- ・申請日は原則、市の窓口に提出する日とします。（申請日前に申請書を預かることも可能です）
 - ・郵送の際は、消印の日付が申請日より前であれば、記入いただいた申請日で受付します。
 - ・認定有効期間満了日の60日前から要介護認定の更新申請をすることができます。
 - ・認定有効期間満了日の60日前が閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）の場合は、翌開庁日から申請を受付します。※受付開始前の日付で提出された場合は、受付開始日に訂正します。
 - ・閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）により、申請したい日付で申請書を提出できなかった場合は、更新受付開始日前を除き、翌開庁日にその日付で受付します。
 - ・更新申請をしないで、有効期間が過ぎた場合は、改めて新規申請として受付します。有効期間満了後から新規申請日までの間は、介護保険の対象となりません。
- ※ただし、災害等の理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由がなくなった日から一月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができます。（介護保険法第28条第3項）

3.変更申請・介護申請について（介護保険法第29条第1項、第33条の2第1項）

- ・申請日は原則、市の窓口に提出する日とします。（1日付けの申請日にしたい場合などは申請日前に申請書を預かることも可能です）
- ・郵送の際は、消印の日付が申請日より前であれば、記入いただいた申請日で受付します。
- ・閉庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）により、申請したい日付で申請書を提出できなかつた場合は、翌開庁日にその日付で受付します。
- ・認定有効期間満了日の61日前を申請日とする変更申請・介護申請は、却下されてもみなし更新にならないことに注意してください。

○介護保険の申請においては、行政手続法上、申請が行政庁に到達した日が審査開始の起点とされています。（行政手続法第7条）

しかし、閑庁日（土曜・日曜・祝日・年末年始）を挟む場合、申請者がその日に窓口で申請を行うことはできません。また、郵便物の到達は郵便事情に左右され、本人の意思では調整ができません。

このような事情により申請日が形式的に遅れると、申請者に不合理な不利益が生じる可能性があることから、公平性を考慮した上で、当市では上記1，2，3のとおりの運用とします。

【参照】

『行政手続法』

（申請に対する審査、応答）

第7条

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により、求められた許認可等を拒否しなければならない。